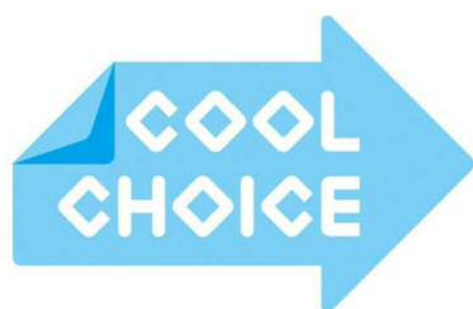


# 東大阪市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（EACHⅢ Ver.3）



未来の  
ために、  
いま選ぼう。



東大阪市マスコットキャラクター

トライくん

ゆるキャラ®グランプリ2017 第3位

2023（令和5）年3月

東 大 阪 市

東大阪市地球温暖化対策実行計画 事務事業編 (EACHⅢVer.3)

目 次

第1章	計画策定の背景	
第1節	計画策定の流れ	1
第2節	これまでの推進状況	4
第2章	計画の基本的事項	7
第3章	目標達成のための取り組み	14
第1節	職員の日々の取り組み	15
第2節	EACHプロジェクト	21
第3節	エネルギー使用量改善の取り組み	25
第4章	計画の推進体制	27

# 第1章 計画策定の背景

## 第1節 計画策定の流れ

### 1 地球温暖化問題

地球は太陽から受けるエネルギーを受け、その一部を熱として宇宙に放出しています。その一部を大気中の二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの層が逃がさないようにしているため、地球全体で平均 14℃ くらいの適温が保たれてきました。

人類における産業革命以降の化石燃料の使用量増大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、大気中の熱量が増加することで地球規模での大気や海洋の温度上昇等による気候変動が進行しています。これが「地球温暖化」です。

「地球温暖化」が今後も進行すると海面上昇や高潮による沿岸部の洪水、極端な気象現象、気温上昇や干ばつによる食料不足、水資源不足と農業生産減少や生物多様性の喪失など世界規模での被害が予測されています。我が国においても海水温の上昇による台風の大型化や猛暑・ゲリラ豪雨に代表される異常気象、さらには熱帯性の病気の発生など生活を脅かすような被害が見られるようになりました。

### 2 地球温暖化を取り巻く世界情勢

2015（平成 27）年 9 月には国連サミットにおいて、国際社会全体が、人間の活動に伴い引き起こされる地球環境の問題について、協働して解決に取り組んでいくため「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国際社会の共通理念の中核をなす「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」という。）<sup>エスディージーズ</sup>」が設定されました。SDGs では、持続可能な世界を実現するために 17 の大きな目標、169 のターゲットを設定し、17 の大きな目標の一つに「気候変動に具体的な対策を～気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」という気候変動に対する目標設定をしております。

その後、2015（平成 27）年 12 月、フランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、途上国を含むすべての国が協調して温室効果ガスの排出削減に取り組む初めての国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。世界共通の長期目標として、世界の気温上昇を産業革命前から「2℃未満」に抑えると同時に、「1.5℃以内」を目指して努力することを盛り込み、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く

に減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むとしました。

また、2021（令和3）年10月から11月にかけてイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、「グラスゴー気候合意」の中で、気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求することが目標として初めて明記されるなど、今後、世界が持続的に発展するためには、気候変動対策が喫緊の課題であると言えます。

### 3 日本の動向

日本政府においても、パリ協定採択を受け、国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」（以下、「国計画」という。）を策定しました。

当初国計画では、温室効果ガスの排出を「2030年度に2013年度比で26%削減する」との中期目標について、取り組むべき主体や国の施策などを明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけていましたが、2020年10月に当時の菅義偉首相が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことに加えて2021年4月にアメリカが主催する気候変動サミットの演説の中で、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比から46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと宣言しました。それを受けて、2021年10月に国計画を改訂し、2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標として掲げました。なお、市の事務・事業に伴う排出が該当する「業務その他部門」における削減目標は51%削減へと引き上げられました。

### 4 本市のおかれている状況について

国が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことを受け、本市においても2020年5月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。地球温暖化対策実行計画事務事業編では、市民・事業者にも近い立場にある東大阪市が自ら率先・誘導し、排出削減対策を効果的に進めていくことが重要となっており、先に述べたように、本市が属する地方公共団体の事務事業は国計画上の「業務その他部門」に位置づけられ、基準年度比で51%以上の削減を目指さなければなりません。平成28年3月に策定した地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACHⅢ）については、2030年度に2014年度比で30%の温室効果ガスの排出削減を目標とし、EACHⅢVer.2では2030年度に2013年度比40%削減を目標としていましたが、EACHⅢVer.3では「2030年度に2013年度比51%以上削減」を目標とし、それに合わせた取り組みを行います。

新たな温室効果ガスの排出削減目標を達成するために、私たち東大阪市職員一人ひとりが率先して事務事業に関して、これまで以上の省エネ・省CO<sub>2</sub>対策を行っていかねばなりません。

**EACH 豆知識** **新型コロナウイルスによる地球温暖化への影響**

新型コロナウイルス感染症による影響で、人々のライフスタイルは大きく変化することとなりました。テレワークやウェブ会議の普及等により移動などによる温室効果ガスの排出量が低減される要素が出てきた一方で、換気を徹底しながらの空調稼働等の排出量が大きく増加する要素が出てきたため、より厳しい取り組みが必要となってきました。

また、世界中の経済にも深刻なダメージが与えられ、こうした状況の中、グリーンリカバリーという言葉が注目されてきています。グリーンリカバリーとは、新型コロナからの経済回復と脱炭素化を同時に進める動きで、コロナをきっかけとして産業構造やライフスタイルに変化をもたらし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型ではなく、脱炭素で循環型の社会を目指そうというものです。

世界中の感染拡大防止のためのロックダウンなどが行われた地域では、温室効果ガスの排出量が減少することが予想されますが、これを一時的なものに終わらせず、経済を復興させながら、同時に温室効果ガスの排出量を減らし、「2050年までに温室効果ガス実質ゼロ」の達成を目指さなければなりません。

その達成に向けては、一人ひとりの取り組み、行動の積み重ねが重要であることから、EACHをはじめ、環境に配慮した取り組みについて、職員が徹底していくことが重要です。



## 第2節 これまでの推進状況

### 1 地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACH）とは

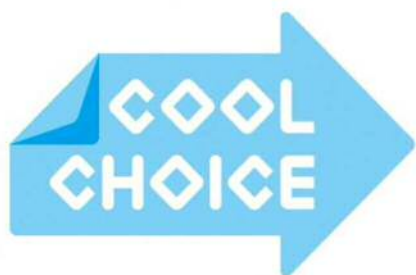
本市では、2000（平成12）年度に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策実行計画事務事業編として、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である「東大阪市地球温暖化対策実行計画（EACH2004）」を策定しました。その後、3度の改定を経て、2022（令和4）年度に第4次計画である「東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACHⅢ）」（以下「EACHⅢ」という。）をEACHⅢVer.3へと一部改定しました。「EACH」とは、「**E**co **A**ction of **C**ity, **H**igashiosaka」の頭文字をとったもので「イーチ」と読み、すべての市職員が取り組むことをイメージした本市事務事業編の名称となっています。

### 2 直近3つの計画の関係及び概要について

EACHⅢVer.3については、前述のように国計画の削減目標と整合を図るために、EACHⅢVer.2の内容を再度一部改定する、という位置づけであり、基本的な取り組み内容等については、EACHⅢから変更はありません。

また、直近3つの計画の概要については表1のとおりです。

#### EACH豆知識 国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」



みなさん、左のロゴを見たことはありますか。

COOL CHOICEは、温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

東大阪市もEACHの取り組みを進める中で、COOL CHOICE運動を進めていきます。今後、庁内においてもCOOL CHOICEのロゴマークをどんどん増やしていきますので、皆さんも探してみてください。

表 1 直近 3 つの計画の概要

計画名 (読み方)	EACHⅢ (イーチスリー)	EACHⅢVer.2 (イーチスリー バージョンツー)	EACHⅢVer.3 (イーチスリー バージョンスリー)
時系列	第 4 次計画	第 4 次計画	第 4 次計画
本文中での表現	基本的には「本計画」と表現 ただし、EACHⅢ、EACHⅢVer.2、EACHⅢVer.3 で異なる内容については各計画の名称を使用		
計画期間	2016 (平成 28) 年度～ 2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度～ 2023 (令和 5) 年度	2023 (令和 5) 年度～ 2030 (令和 12) 年度
基準年度	2014 (平成 26) 年度	2013 (平成 25) 年度	2013 (平成 25) 年度
対象施設	市の事務及び事業の全般であり、出先機関も含むすべての組織及び施設 (指定管理者制度導入施設を含む)		
取組み対象	指定管理者制度導入施設については、協力要請	対象施設と同じ	対象施設と同じ
削減目標	短期:2020 年度までに基準年度比で 10%削減 中期:2030 年度までに基準年度比で 30%削減	短期:2023 年度までに基準年度比で 30%削減 中期:2030 年度までに基準年度比で 40%削減	2030 年度までに基準年度比で 51%以上削減
排出係数の考え方	排出係数変動の反映を原則としたものの、目標管理としては排出係数固定で実績を算出	排出係数変動を反映 (環境省事務事業編策定マニュアルに基づく)	排出係数変動を反映 (環境省事務事業編策定マニュアルに基づく)

### 3 2021（令和3）年度までの温室効果ガス削減の推移

これまでの温室効果ガス排出量の削減目標については、EACHⅢVer.2において、2023（令和5）年度までに2013（平成25）年度比で30%削減する目標となっていましたが、計画期間途中の2019（平成31）年度に2013（平成25）年度比で33%の削減により目標を達成しました。

表2 温室効果ガス排出量実績 総排出量単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	基準年度 (H25)	2019年度 (H31)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)
総排出量	34,551	23,142	24,943	24,312
削減率	-	33%	27.8%	29.6%

EACHⅢVer.2の削減目標については、2019年度に達成したことから、2021年に中期目標である40%削減を前倒しし、2023年度に40%削減を目標とすることを環境対策委員会にて決定しました。

しかし、その後政府が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことを受けて、国において計画の見直しが検討され、市の事務事業が該当する「業務その他部門」での温室効果ガス削減目標は、2030年度に51%削減に引き上げられました。

国計画と整合を取るため、本市においても目標を見直し、EACHⅢVer.3では「2030年度に2013年度比51%以上削減」を目標として取り組みを進めていきます。

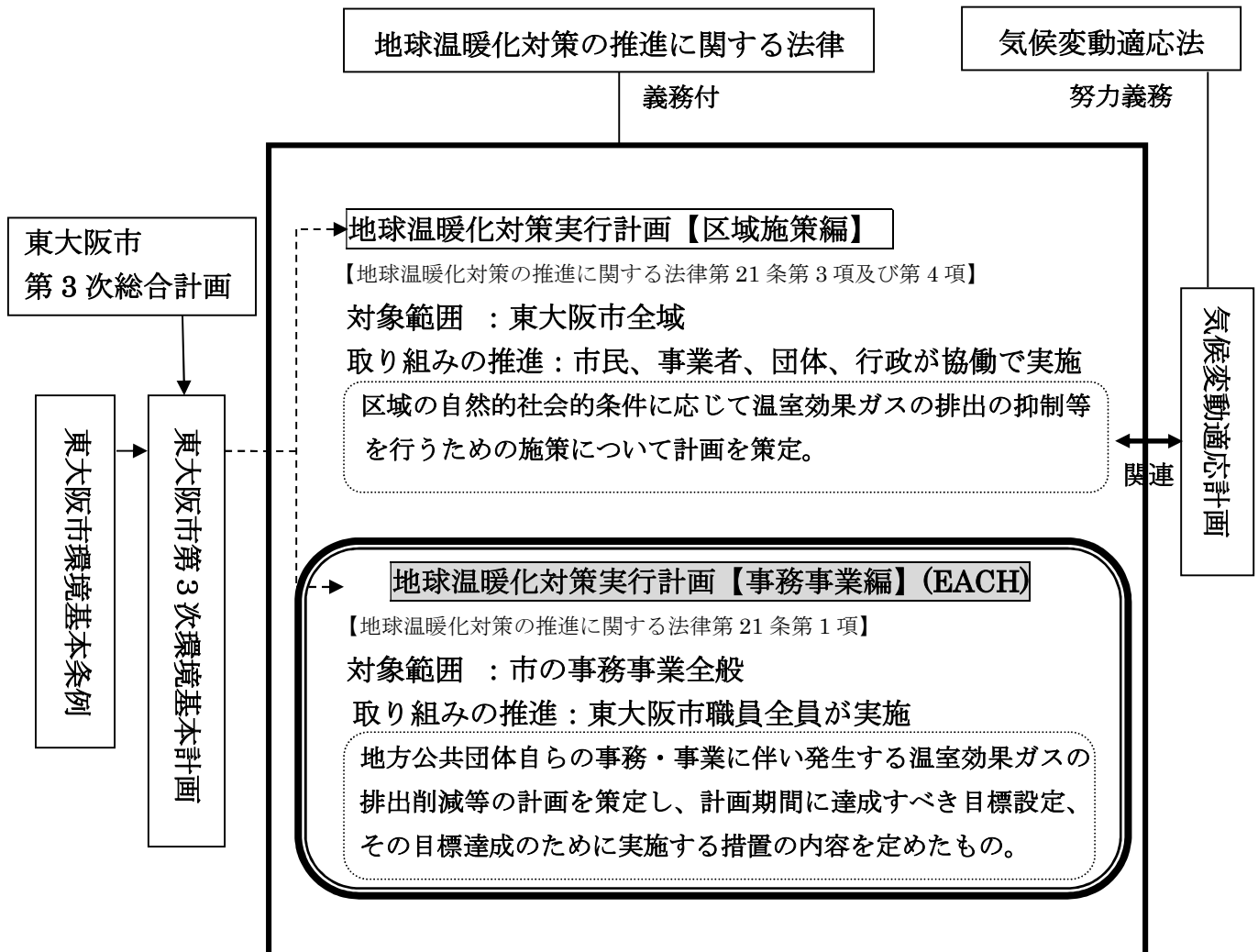


## 第2章 計画の基本的事項

### 1 位置付け

東大阪市第3次環境基本計画（以下「基本計画」という。）及び区域施策編との整合を図りつつ、国計画で示された削減目標との整合を図るため見直しを行うもので、法第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画の事務事業編とします。

体系図



### 地球温暖化対策地方公共団体実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は国の温暖化対策に関する計画である「地球温暖化対策計画」に即して、「地方公共団体実行計画」を策定することが義務付けられています。地方公共団体実行計画は、大きく分けて「区域施策編」と「事務事業編」の2編から構成されます。

### 環境基本計画（本市環境行政の上位計画）

「東大阪市環境基本条例」第8条に規定する計画であり、東大阪市第3次総合計画に示す将来都市像「つくる・つながる・ひびきあう—感動創造都市 東大阪—」の実現を環境分野から目指すものとなっています。

### 適応と気候変動適応計画

これまでの地球温暖化対策実行計画のように温室効果ガスの排出を減らす取り組みを「緩和」といい、緩和を進めた上でも、現在・将来の発生が予想される気候変動の影響に備え、その被害を回避し、又は和らげ、もしくは有益な機会として生かしていくという考えが「適応」です。今後、地球温暖化問題については緩和を進めながら適応についても取り組みを進めていく必要があります。地方公共団体においても、平成30年12月に施行された「気候変動適応法」に基づき、地域における気候変動適応計画を策定する努力義務があります。

## 2 目的

市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図るものです。

## 3 対象範囲

市の事務及び事業全般であり、出先機関も含むすべての組織及び施設を対象とします。なお、EACHⅢから指定管理者に施設運営を委託している場合であっても対象としています。

## 4 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項で定める7種類のガスで、表3に示すガスとします。ただし、5から7については、本市の事務事業からの排出がないことから算定しないものとします。

表3 温室効果ガスと地球温暖化係数

	温室効果ガス種類	地球温暖化係数
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	25

3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298
4	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12~14,800
5	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390~17,340
6	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800
7	三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	17,200

※ハイドロフルオロカーボン類のうち算定対象は、カーエアコンの冷媒に使用されている HFC-134a (地球温暖化係数は 1,430) のみ。

表 4 算定対象活動と温室効果ガスの種類

算定対象活動	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFCs
燃料の使用 (ガソリン、灯油、重油、都市ガス等)	○			
他人から供給された電気の使用	○			
自動車の走行		○	○	
笑気ガス (麻酔剤) の使用			○	
カーエアコンの使用、廃棄				○

## 5 期間

2023 年度から 2030 年度までとします。

## 6 基準年度

第 1 章第 1 節でも触れましたように、EACHⅢVer.3 では国計画が示す地方公共団体の削減目標との整合を図るため、**2013 (平成 25) 年度**とします。

## 7 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス総排出量は、算定対象の 4 種類 (表 3 の 1~4) のガス排出量に地球温暖化係数を乗じ、これを合算して求めます。各ガスの排出量は、温室効果ガスを排出するエネルギーごとにそれぞれの排出係数を乗じ、これを合算して求めます。エネルギーごとの排出量は、原則として、各年度における当該活動量に、排出係数を乗じることにより求めます。各エネルギーの活動量については、関係所属からのデータの提供により把握します。

また、排出係数については、法施行令第 3 条第 1 項に示されている係数を用います。

## 8 EACHⅢVer.3 における管理方法

EACHⅢVer.3 では、7 で述べたように市役所の活動から排出される温室効果ガスの実際の排出量を算定するためにエネルギー使用量に排出係数を乗じて温室効果ガスの排出量を算出しています。

一方、排出係数は実際の温室効果ガスの排出量を算定するために必要ですが、

実際の温室効果ガス排出量の推移については、当該年度の電力排出係数が示されるのが翌年度となることから、当該年度の温室効果ガス排出状況を把握することは難しくなっています。そのため、当該年度中の温室効果ガス排出量の把握および管理については、前年度の電力排出係数が告示されるまでは、前々年度の電力排出係数を用いることとし、告示されてからは、前年度の電力排出係数を用いることとします。また、前年度の温室効果ガス排出量の公表にあたっては同様にします。

このように EACHⅢVer.3 においては、実際の温室効果ガスの排出量で管理を行っていきます。

## 9 基準年度の排出量

EACHⅢVer.3 の基準年度における温室効果ガスの総排出量は、表 5 のとおり 34,550,678 kg-CO<sub>2</sub> となっています。

### < 基準年度の排出量の考え方 >

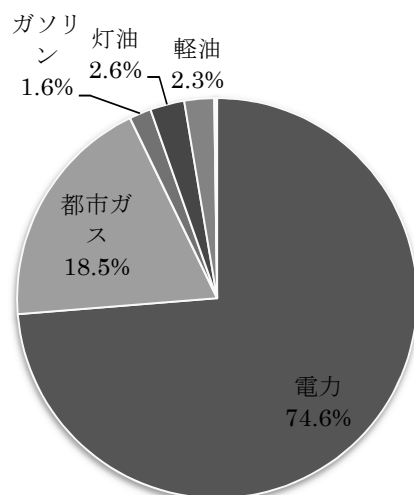
- EACHⅢVer.3 での基準年度における温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、排出量算定の対象とした施設は、環境省が策定している地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（令和 4 年 3 月）（以下、「国マニュアル」という。）に沿った考え方としています。
- 平成 25 年度における本市事務事業においては、実際には旧総合病院が含まれており、本市の事務事業における温室効果ガス排出量が最も大きい施設となっていました。しかし、平成 28 年度に旧総合病院については、独立行政法人市立東大阪医療センターへ移行し、本市の事務事業から離れる予定となっていました。EACHⅢの策定にあたり、2014（平成 26）年度を基準年度の排出量とする際に、旧総合病院を含めるという考え方もありましたが、既に独立行政法人化が予定している施設を盛りこむことは、削減目標の達成を容易にし、計画策定の意義を失いかねないことから、旧総合病院は対象から外しています。この考え方は、基準年度を 2013（平成 25 年）年度としている EACHⅢVer.3 においても踏襲しています。

表 5 2013（平成 25）年度の活動量ごとの温室効果ガス排出量

対象活動	活動量	温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )				
		CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFCs	
電力	49,403,215 kWh	25,788,478	-	-	-	
都市ガス	2,867,086 m <sup>3</sup>	6,405,147	-	-	-	
ガソリン	243,591 L	565,536	-	-	-	
灯油	366,121 L	911,453	-	-	-	
軽油	303,892 L	785,550	-	-	-	
A 重油	22,763 L	61,679	-	-	-	
LPG	3,786 kg	11,355	-	-	-	
笑気ガス	0 kg	-	-	0	-	
ガソリン車走行	普・小乗	140,069 km	-	29	1,259	-
	軽乗	177,102 km	-	37	1,208	-
	普貨	29,791 km	-	22	360	-
	小貨	205,579 km	-	65	1,657	-
	軽貨	501,690 km	-	116	3,422	-
	特種	400,609 km	-	294	4,347	-
	バス	0 km	-	0	0	-
ディーゼル車走行	普・小乗	0 km	-	0	0	-
	普貨	23,031 km	-	7	100	-
	小貨	6,214 km	-	1	17	-
	特種	915,012 km	-	250	7,091	-
	バス	5,022 km	-	2	39	-
カーエアコン使用	89 台	-	-	-	1157	
カーエアコン廃棄	0 kg	-	-	-	0	
温室効果ガス排出量 ガス別合計		34,529,198	823	19,500	1157	
温室効果ガス排出量 総合計		34,550,678 kg-CO <sub>2</sub>				

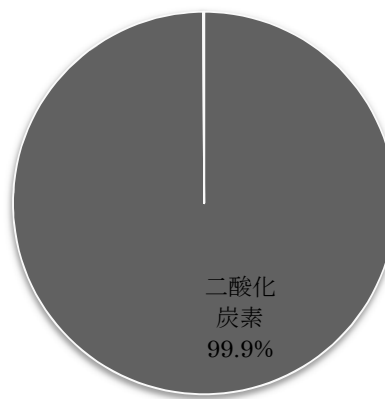
対象活動ごとの温室効果ガス排出割合は図1のとおりで、電力による排出が74.6%で、都市ガスと合わせると93.2%を占めます。

また、温室効果ガスの種類別にみると、図2のとおり大半が二酸化炭素で、99.9%を占めます。



排出割合が1%未満の項目は非表示

図1 平成25(2013)年度の対象活動ごとの温室効果ガス排出割合



排出割合が1%未満の項目は非表示

図2 平成25(2013)年度の温室効果ガス種別排出割合

**EACH 豆知識 レジ袋辞退によるCO<sub>2</sub>排出量削減効果**

EACHではレジ袋をもらわずにマイバッグの利用を促進しています。では実際にレジ袋をもらわないでマイバッグにした場合にどれくらいの効果あるのか気になりますよね。

レジ袋を辞退することでレジ袋の製造に係るCO<sub>2</sub>排出量を削減できたものと仮定し、レジ袋を辞退した際のCO<sub>2</sub>排出量削減効果として試算した場合、1枚につき1g-CO<sub>2</sub>の削減効果※があると言われています。例えば、毎日1枚レジ袋もらっていた人がマイバッグにすれば、年間で約365g-CO<sub>2</sub>の削減につながります。一人では効果が少ないかもしれませんが、市役所で働く方を3,300人として試算すると実に年間約1,204kg-CO<sub>2</sub>の削減になります。これは50年杉が1年間で吸収するCO<sub>2</sub>量(14kg-CO<sub>2</sub>)の実に約86本分に相当します。

※出典：早稲田大学永田勝也研究室によるLCA 評価結果 平成21年 早稲田大学永田勝也研究室

⇒ 前提条件や評価範囲は右記を参照(出典番号3: pp.135-139)

## 1 0 温室効果ガス排出量の削減目標

EACHⅢVer.3 の削減目標については、前述のように、国計画が示す地方公共団体の中期削減目標と整合させるため、2013 年度比で 2030 年度に 51%削減を目標とします。

### 目標の算定根拠

具体的な目標設定にあたっては、2021 年度時点で既に達成されている温室効果ガスの削減分をベースとして考えます。

設備改修による省エネルギー化については、電気使用量に占める割合が高いと言われる照明と空調の改修を図り、照明については LED 化、空調については高効率のものを導入することで、削減ポテンシャルを 8.7%と見込みます。

再エネ設備の導入については、太陽光発電システムの最大限の導入により 1%、再エネ 100%電力の調達については、2.1%の削減を見込みます。

職員の取り組みによる削減については、これまでに取り組みを進めてきたことにより今後は大きな削減は見込めないものの、事務事業の見直しを実施することで 0.4%の削減を見込みます。

温室効果ガス排出量算定に大きく影響を及ぼす電力排出係数については、2030 年度の電力業界目標を年次的に推計することによって、8.2%の削減を見込みます。

その他、新たな技術の開発で 0.8%削減、ガスやガソリンなどの電気以外で 2.1%削減、今後の施設や設備増加で 1.9%の増加を見込んでいます。

表 6 短期での設備改修等による温室効果ガス削減率見込み

温室効果ガス排出量増減要素	温室効果ガス削減率見込み
設備改修（ハード対策による省エネ）	8.7%
再エネ設備導入	1%
再エネ 100%電力の調達	2.1%
職員の取り組み（ソフト対策による省エネ）	0.4%
排出係数の改善	8.2%
技術開発	0.8%
電気以外の削減（ガス・ガソリン等）	2.1%
施設や設備の増加	プラス 1.9%
2021 年度時点で既に達成済み分	29.6%
合計	51%

## 第3章 目標達成のための取り組み

### 1 取り組みの全体像

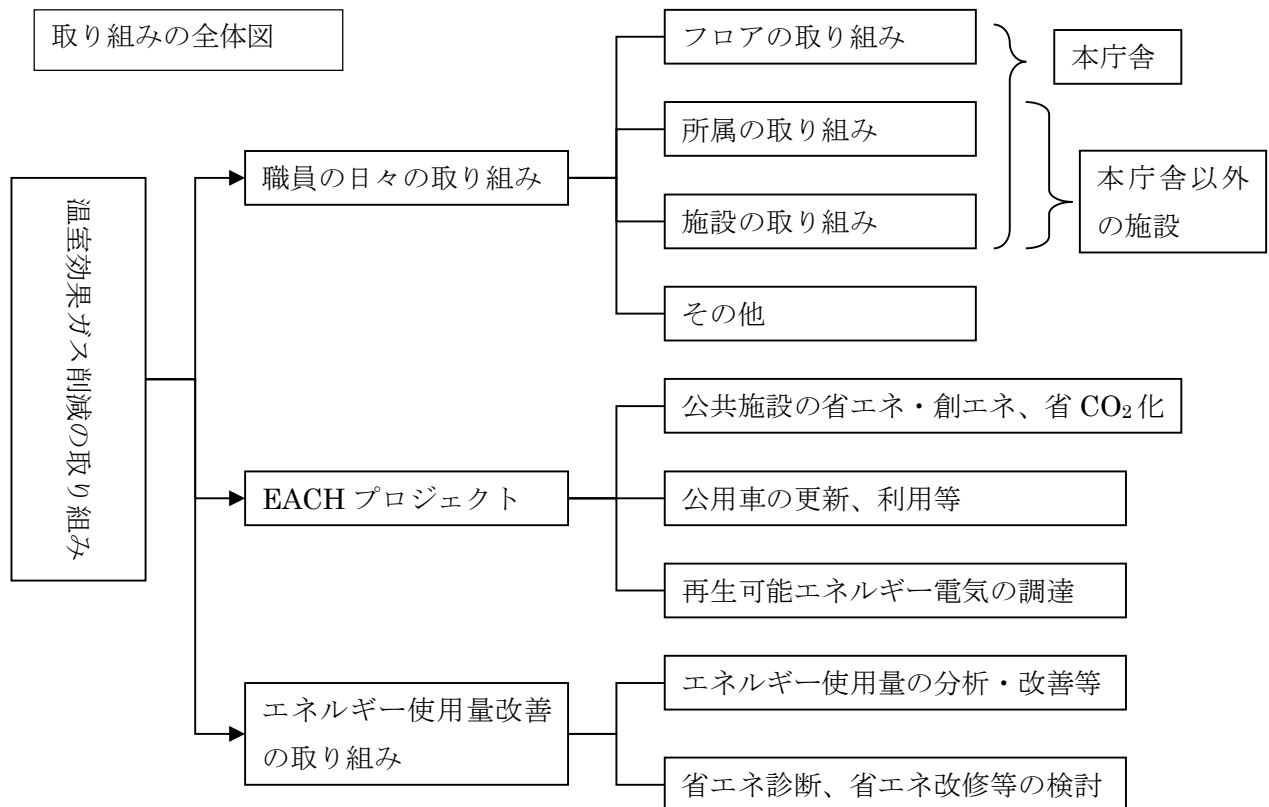
本計画の温室効果ガス削減目標を達成するためには、次の3つの柱を中心に取り組みを進めます。

1つ目の柱は、「職員の日々の取り組み」であり、職員一人ひとりが事務事業を進めるにあたって、地球温暖化対策の意識を高め、温室効果ガスの排出を抑えるための取り組みとなっています。

2つ目の柱は、「EACHプロジェクト」であり、契約手法やハード部門の改善手法を検討することによって改善を進める取り組みとなっています。

3つ目の柱は、「エネルギー使用量改善の取り組み」であり、エネルギー等使用量実績調査を用いた分析・改善策の強化に加えて、新たに省エネ診断・省エネ改修の検討を盛り込み、これまで以上に実効性のある取り組みとなっています。また、本計画に掲げていない取り組みについても、地球温暖化対策の推進に効果のある対策は随時取り組みます。

これら3つの柱を中心としたエコオフィス活動の徹底や省エネルギー設備の導入等のソフト・ハード両面の対策を効果的に組み合わせることで、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進し、削減目標の達成を目指します。

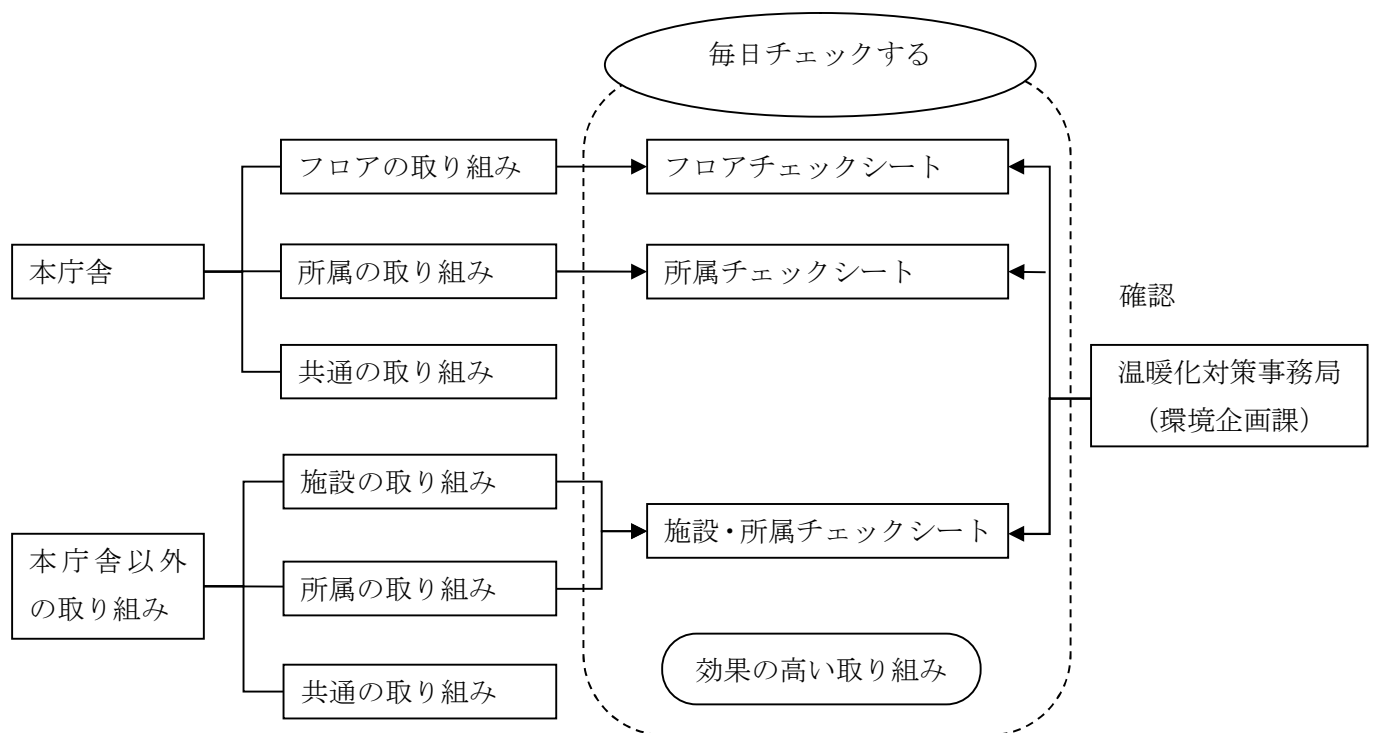




## 第1節 職員の日々の取り組み

市は、市民や事業者にも率先して、日常業務においては環境に配慮した行動により、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。全所属及び全施設において、職員一人ひとりがエコオフィス活動の取り組みを徹底するとともに職員意識の向上を図ります。取り組みに当たっては、主体を明確にするため、職員、フロア（本庁舎）、所属、施設ごとに次の取り組みを行います。

### 日々の取り組み項目



## 1 全職員が取り組む項目

職員一人ひとりが日常業務において環境に配慮し、次の項目に取り組みます。

<b>1 照明機器に関する取り組み</b>	
a	始業開始 5 分前までと昼休み(12 時から 12 時 45 分)は、使用している窓口など必要な箇所を除き、消灯または間引き消灯する。
b	所属の最終退庁者は、他の所属に支障のない範囲で照明を消灯する。
c	時間外や休日勤務などの場合は、必要な範囲のみ点灯する。
d	照度の調整が可能な照明は、必要最低限の照度に調整し、調整できない照明は、必要な照度が確保できる範囲で、蛍光管等を取り外す。
<b>2 事務機器等に関する取り組み</b>	
e	ノートパソコンは、未使用時または離席時にディスプレイを閉じ、長時間使用しないときはシャットダウンする。
f	所属の最終退庁者は、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する。(FAX 機能が付いているプリンターは除く。)
<b>3 空調機器に関する取り組み</b>	
g	全ての施設において、室温を夏場は 28℃、冬場は 19℃を目安とする。(体調に配慮) ※ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気にも留意
h	空調効率を高めるため、夏季(6 月～9 月)はブラインドまたはカーテンを閉じる。
<b>4 自動車に関する取り組み</b>	
i	エコドライブを徹底する。 (例)アイドリングストップ、ふんわりアクセル、ふんわりブレーキなど
j	近距離の移動には自転車を使用するとともに、公共交通機関を利用する。
k	公用車の日常点検を実施する。
l	公用車の購入、更新時には電動車等のクリーンエネルギー自動車を導入する。
<b>5 用紙類に関する取り組み</b>	
m	原則として、資料の印刷は、両面印刷(コピー機の初期設定を両面印刷にする)、2 in 1 印刷を利用し、印刷枚数を削減する。
n	内部資料や手持ち資料などは裏紙を利用する。
o	文書管理システムや電子メールなどを有効活用し、ペーパーレスを推進する。
p	廃棄文書は PPC 用紙、雑誌、新聞及び雑紙に分別する。
<b>6 ごみに関する取り組み</b>	
q	ごみは燃えるごみ、プラスチック製容器包装、かん・びん、ペットボトルに分別する。
<b>7 行動、職場環境に関する取り組み</b>	
r	パソコンのディスプレイの輝度を可能な範囲で下げる。
s	上 3 階、下 4 階は基本的に階段を利用する。

t	クールビズ、ウォームビズに努める。
u	レジ袋を受け取らないようマイバッグを持参する。
v	マイボトルやマイカップ、マイ箸を持参する。
w	毎週水曜日のノー残業デーを推進する。
x	給湯器の使用は最小限に努める。
<b>8 その他</b>	
y	設備機器の日常点検や適正運転管理を徹底する。
z	各施設の毎月の電気、ガス、ガソリン等の使用量を把握し、関係職員へ周知することにより、省エネ意識を高める。

## 2 本庁舎の取り組み

### ①各フロア

全職員が取り組む項目の中から温室効果ガス削減及び職員の環境意識啓発のためにフロアごとに取り組むことが効果的な次の項目について、フロアチェックシートを活用した取り組みを行います。

<b>1 照明機器に関する取り組み</b>	
a	始業開始 5 分前までと昼休み(12 時から 12 時 45 分)は、使用している窓口など必要な箇所を除き、消灯または間引き消灯する。
<b>3 空調機器に関する取り組み</b>	
h	空調効率を高めるため、夏季(6 月～9 月)はブラインドまたはカーテンを閉じる。
<b>5 用紙類に関する取り組み</b>	
p	廃棄文書は PPC 用紙、雑誌、新聞及び雑紙に分別する。
<b>6 ごみに関する取り組み</b>	
q	ごみは燃えるごみ、プラスチック製容器包装、かん・びん、ペットボトルに分別する。

### ②各所属

全職員が取り組む項目の中から温室効果ガス削減及び職員の環境意識啓発のために各所属で取り組むことが効果的な次の項目について、所属チェックシートを活用した取り組みを行います。

<b>1 照明機器に関する取り組み</b>	
b	所属の最終退庁者は、他の所属に支障のない範囲で照明を消灯する。
c	時間外や休日勤務などの場合は、必要な範囲のみ点灯する。
<b>2 事務機器等に関する取り組み</b>	
f	所属の最終退庁者は、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する。(FAX 機能が付いているプリンターは除く。)

### 3 本庁舎以外の取り組み

全職員が取り組む項目の中から温室効果ガス削減及び職員の環境意識啓発のために各施設で取り組むことが効果的な次の項目について、施設・所属チェックシートを活用した取り組みを行います。

#### ①毎日チェックする項目

##### 1 照明機器に関する取り組み

b 所属の最終退庁者は、他の所属に支障のない範囲で照明を消灯する。

c 時間外や休日勤務などの場合は、必要な範囲のみ点灯する。

##### 2 事務機器等に関する取り組み

f 所属の最終退庁者は、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する。(FAX 機能が付いているプリンターは除く。)

#### ②施設の機能、業務の執行状況を考慮して取り組む項目

##### 1 照明機器に関する取り組み

a 始業開始 5 分前までと昼休み(12 時から 12 時 45 分)は、使用している窓口など必要な箇所を除き、消灯または間引き消灯する。

##### 3 空調機器に関する取り組み

h 空調効率を高めるため、夏季(6 月～9 月)はブラインドまたはカーテンを閉じる。

#### ③施設の設備、公用車の所有状況を考慮して取り組む項目

##### 1 照明機器に関する取り組み

d 照度の調整が可能な照明は、必要最低限の照度に調整し、調整できない照明は、必要な照度が確保できる範囲で、蛍光管等を取り外す。

##### 4 自動車に関する取り組み

k 公用車の日常点検を実施する。

l 公用車の購入、更新時には電動車等のクリーンエネルギー自動車を購入する。

##### 8 その他

y 設備機器の日常点検や適正運転管理を徹底する。

z 各施設の毎月の電気、ガス、ガソリン等の使用量を把握し、関係職員へ周知することにより、省エネ意識を高める。

#### ④指定管理者制度導入施設等への対応

指定管理者制度導入施設については、前述のように **EACHⅢ** から温室効果ガス算定の対象施設としておりますが、このような取り組みに関しては、**EACHⅢ** では取り組みの趣旨に賛同した場合に任意の協力を求めています。

しかし、指定管理者制度導入施設や外部委託により管理運営している施設、民間事業者のノウハウを活用する P F I 事業等においても、それらから排出される温室効果ガスのさらなる削減が必要であると考えられます。そこで、**EACHⅢ Ver.2** からはそれらの事業者の公募時に「東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編の遵守」を明確することにより、その受託者に対する取り組みの担保としています。

## 4 その他

計画の推進に当たっては、職員の取り組み意欲の維持、向上を図り継続的に取り組むことが重要であるため、事務局は次の取り組みを行います。

#### ① 職員への研修

事務局は、定期的に全所属を対象に **EACH** に係る説明会の開催や地球温暖化問題に関する研修を行います。また、特に新規採用職員や本庁舎に初めて配置された職員に対しては積極的に研修を実施します。

#### ②所属及び職員への情報提供

事務局は、職員が温室効果ガス排出量の削減や進捗状況等について適時把握できるように、積極的に情報提供します。また、多くの職員に興味を持ってもらうために、地球温暖化に限らず、環境全般をテーマにした情報提供を随時行います。

#### ③職員へのアンケート

職員の計画や取り組みに対する考えを把握するため、職員個人の実施状況や計画の内容等に関する考え方について、アンケートを実施します。

#### ④職員からの提案を募集

職員から地球温暖化対策に関するアイデアや提案を募集し、効果的なものについては取り組みを実施します。

#### ⑤ “NUDGE (ナッジ)” 手法を活用した職員への効果的なアプローチ

「NUDGE (ナッジ)」とは、英語で「肘でそっと突く、軽く押す、(人の)注意を引く」を意味します。「ナッジ」手法とは、より良い方向に人の行動を

導くための手法として約 10 年前に提唱された「行動科学的アプローチの手法」であり、「人々が自発的に望ましい行動を選択するよう促す」仕掛けや手法として注目を集めています。本市においては、職員による地球温暖化対策の取り組みをさらに促進するため、「ナッジ」手法を有効に活用して効果的なアプローチを実施していきます。「ナッジ」には、さまざまな手法があり、事象ごとに効果的な選択、組み合わせを検討していきます。

#### **EACH 豆知識** ナッジの活用例

“ナッジ”の活用例を一部ご紹介します。

##### ○デフォルトの活用

人間の現状の変更が良いものであれ悪いものであれ極力避けようとする傾向を「現状維持バイアス」という。そのため初期設定（デフォルト）を変えることが面倒とってしまう傾向がある。

（活用検討例）

- 職員による「取り組み計画書」等のチェック項目等において、デフォルトとして予め実施してもらいたい選択項目に☑を入れておく。
- 庁舎の間引き消灯について、自動的に設定時間が来たら間引き消灯になる、あるいは時間外については消灯になるようにデフォルト設定をする。

##### ○ハーディング（herding=群れ）効果

多くの人が同じ行動を取っていると自分も同じ行動を取ってしまう傾向がある。

- 「本庁舎の各フロアでは、90%以上が昼間の間引き消灯を実施しています。」等、多くの人が実施していることを感じてもらい行動変容を促す。

##### ○プロスペクト（prospect=期待、予想、見込み）理論

人は同じ量の得と損を比較したときに、損の方を約 2 倍も重大に感じる傾向にある。

- 損を際立たせるような表現を行う。

○「昼休みの間引き消灯を実施しないと年間 200,000 円、損します。」

×「昼休みの間引き消灯を実施すると年間 200,000 円、お得です。」

## 第2節 EACHプロジェクト

EACHⅢより前の計画における温室効果ガス削減の取り組みは、職員の行動によるソフト面の取り組みが中心であり、削減については職員意識に負うところが大きいことから、結果として目標達成が困難な状況となっていました。EACHⅢ以降の計画においては、それまでの課題を踏まえて、新たにハード面の取り組みや契約手法について、EACHプロジェクトとして計画に盛り込み、ソフト・ハード両面から取り組みを検討、実施することでより効果的に温室効果ガスの削減を進めていきます。

### 1 公共施設の省エネ・創エネ、省CO<sub>2</sub>化の促進

施設から排出される温室効果ガスを削減するためには、施設の省エネ・創エネ、省CO<sub>2</sub>化を実現することが最も効果的です。区域施策編にもその方針が盛り込まれており、その実現を目指すため、次の取り組みを実施します。

#### ① 省エネルギー対策の徹底

公共施設等における省エネ・省CO<sub>2</sub>化の取り組みを推進するため、今後予定する新築建築物については、原則ZEB Ready相当となることを目指すよう検討します。既存建築物においては、増改築や改修時にはZEB等の省エネ性能を目指すことが可能な場合には、当該性能を満たすよう検討します。

また、ZEBの導入にあたっては、用途や規模、費用負担等も考慮し、様々な手法も合わせて検討します。

その他ZEB等を目指すことが難しい施設においても、省エネ効果の高いLED照明の導入、エネルギー使用量の割合の高い空調設備は高効率のものを導入、建築物の断熱性の向上を進めるなど、可能な限りの省エネ・省CO<sub>2</sub>に取り組めます。

#### ② 太陽光発電設備の最大限の導入

市が保有する建築物について、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を計画的に推進します。新築建築物については、用途や規模等を考慮し、原則太陽光発電設備を導入することとし、既存建築物については、可能な限り太陽光発電設備を導入できるよう検討します。

また、設置の際には費用負担等も考慮し、PPAモデルなど様々な手法を検討します。

※PPAモデルとは事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その電気の使用料金を事業者を支払うビジネスモデル。初期費用がゼロとなる場合があるなど、負担軽減の観点でメリットがある。

### ③ ESCO 事業の検討

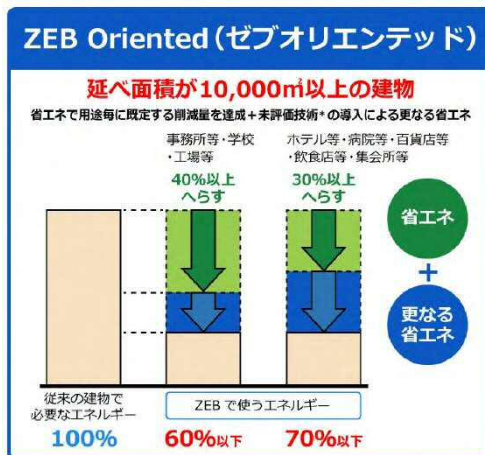
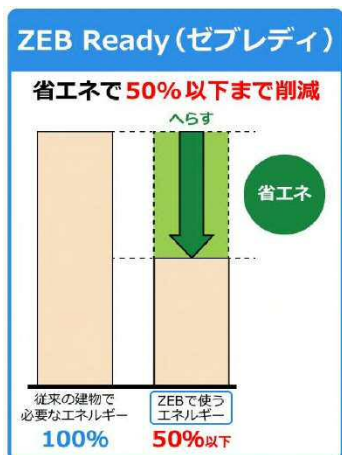
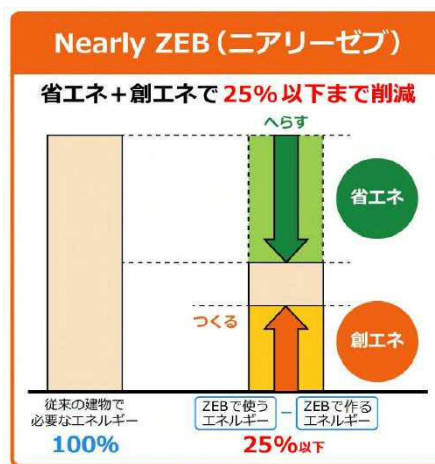
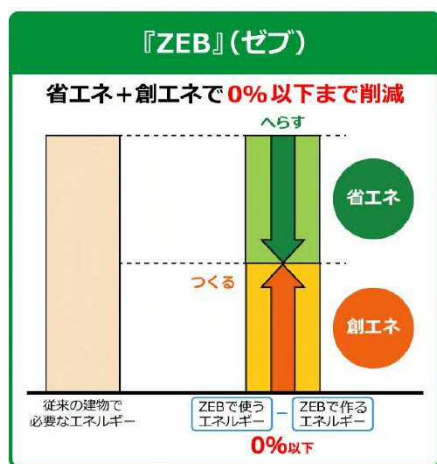
エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費等の削減分で賄う「ESCO 事業の実施」を検討します。ESCO 事業の検討にあたっては、「東大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」の通りとします。

#### EACH 豆知識 建築物の ZEB 化

ZEB とはネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによってエネルギーをへらし、創エネによってエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを旨とするものです。メリットとしては以下の点が挙げられます。

- 持続的な省エネの実施
- 光熱費の削減につながる
- 快適性・職員満足度の向上や業務効率の改善につながる
- レジリエンスの向上

#### 【ZEB の種類】



→WEBPRO において現時点で評価されていない技術



表 7 公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入状況一覧

(2023年3月現在)

エネルギー	施設名称	運用開始年	設備概要	利用法
太陽光発電	池島配水場	1997年	発電量: 5kW	電力
太陽光発電	成和小学校屋内運動場	2002年	発電量: 5kW	電力
太陽光発電	若宮住宅	2002年	発電量: 10kW	電力
太陽光発電	本庁舎	2003年(2021更新)	発電量: 10kW	電力
太陽光発電	消防局庁舎	2008年	発電量: 20kW	電力
太陽光発電	旭町子育て支援センター	2010年	太陽光発電システム: 5.4kW 太陽光発電付街路灯: 87W×2	電力
太陽光発電	盾津中学校	2013年	発電量: 30kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	成和小学校	2013年	発電量: 20kW	電力
太陽光発電	八戸の里小学校	2014年	発電量: 10kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	布施中学校	2014年	発電量: 10kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	児童文化スポーツセンター	2015年	発電量: 10.1kW 蓄電池容量: 4.8kWh	電力
太陽光発電	桜橋小学校	2015年	発電量: 20kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	長瀬北小学校	2015年	発電量: 20kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	上小阪中学校	2015年	発電量: 20kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	高井田中学校	2015年	発電量: 20kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	高井田西小学校	2016年	発電量: 20kW 蓄電池容量: 200Ah	電力
太陽光発電	小阪中学校	2016年	発電量: 20kW 蓄電池容量: 100Ah	電力
太陽光発電	東大阪市立障害児者支援センター	2017年	発電量: 20kW	電力
太陽光発電	西消防署	2017年	発電量: 10kW	電力
太陽光発電	文化創造館	2019年	発電量: 10.7 kW	電力
太陽光発電	旭町庁舎	2019年	発電量: 22 kW (5.5kW×4機)	電力
太陽光発電	上小阪配水場	2019年	発電量: 20kW	電力
水力発電	水走配水場	2021年	発電量: 57.5kW	電力

## 2 環境負荷の少ない公用車の購入、更新、利用等

公用車の購入または更新について、特殊公用車（収集車・消防車・救急車等）など、代替できる電動車の確保が難しいものを除き、2030年までに更新を迎える公用車及び今後新規導入する公用車は、原則100%電動車とします。

※インフラの整備状況や費用面を考慮し、可能な限り環境負荷の少ない車種を選択する。

※電動車…EV・FCV・PHV・HV

また、公用車の利用に当たっては、環境負荷の少ない運転方法（エコドライブ）を心がけ、温室効果ガスの排出を抑制します。

○エコドライブ10のすすめ

1	発進する時は、ふんわりとアクセルを踏んで発進する。	6	渋滞を避け、余裕をもって出発する。
2	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をする。	7	タイヤの空気圧を点検・整備する。
3	減速時は早めにアクセルから足を離す。	8	不要な荷物は降ろす。
4	エアコンは適切に使用する。	9	走行の妨げになる駐車はやめる。
5	ムダなアイドリングはやめる。	10	公用車の燃費を把握する。

## 3 再生可能エネルギー電気の調達

電気由来のCO<sub>2</sub>については、電力排出係数が小さな電力会社を選択することで、排出量を減らすことができます。太陽光などで発電された再生可能エネルギー100%の電気の排出係数はゼロであり、その電気を購入することでCO<sub>2</sub>の排出量もゼロとなるため、小売り電気事業者の再エネ電力のメニューを選択すれば、温室効果ガスの排出量を減らすことができます。

今後、電気の調達においては、費用や安定供給を考慮しつつ、排出係数の低い電気を検討します。また、その際には、市町村間連携による共同調達など様々な手法も合わせて検討します。

### EACH 豆知識 電気調達をめぐる状況

電力自由化以降、入札による電気調達は割安な価格で落札されてきましたが、近年の電力需給ひっ迫による電力市場価格の高騰や世界的なLNG価格等の燃料価格高騰の影響により、落札単価が増加傾向となり、事業撤退や経営破綻する新電力会社も増加し、自治体等においても電気調達の入札不調が相次ぐこととなりました。そのことから令和4年度に検討を進めた大阪府の再エネ電気共同調達スキーム検討も一旦中断となりました。再エネ電気の共同調達は、公共施設の脱炭素化を進めていく上で有効な手法ではあるが、現時点では、電気契約としては現状維持するのが費用面、安定供給の面、排出係数の面から一番有効となっており、情勢が落ち着いた際に再度検討を進めていくこととなります。

### 第3節 エネルギー使用量改善の取り組み

温室効果ガスの排出削減においては、施設におけるエネルギーの削減が直接的に影響を与えていることから、市役所全体のエネルギー使用量についてその動向を把握し、管理を行います。事務局では、市役所全体の電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー使用量に基づき、温室効果ガスの排出量を算定しています。そのため、事務局は各課等における毎月のエネルギー使用量を把握するため、エネルギー等使用量実績調査を実施し、それぞれの単位のエネルギーを原油換算して単位を統一し、比較できるようにしています。

エネルギー等使用量実績調査を毎月実施することで、タイムリーに分析や改善に繋げていきます。さらに、報告に基づく分析、改善等の強化策や新たに省エネ診断、省エネ改修の検討も進めていきます。

#### 1 使用量の把握、分析、改善等

各施設等は毎月の電気、ガス、ガソリンの使用量及び公用車の走行距離等を把握し、事務局に報告します。事務局は、報告内容を集計し、基準年度や前年等と比較し、エネルギー使用量の増減について分析します。さらに事務局は、使用量が削減目標に達成していない施設に対して、原因分析と改善策の提出を求めます。特段の事情がなくエネルギー使用量が増加している所属及び施設は、改善策を実施し、エネルギー使用量の削減に取り組みます。しかし、改善策の実施にも関わらず、改善が望めない場合は、事務局が直接ヒアリングを実施し、原因の分析及び改善策をともに検討します。また、施設の事情により改善が難しい場合は、現状を維持するものとします。

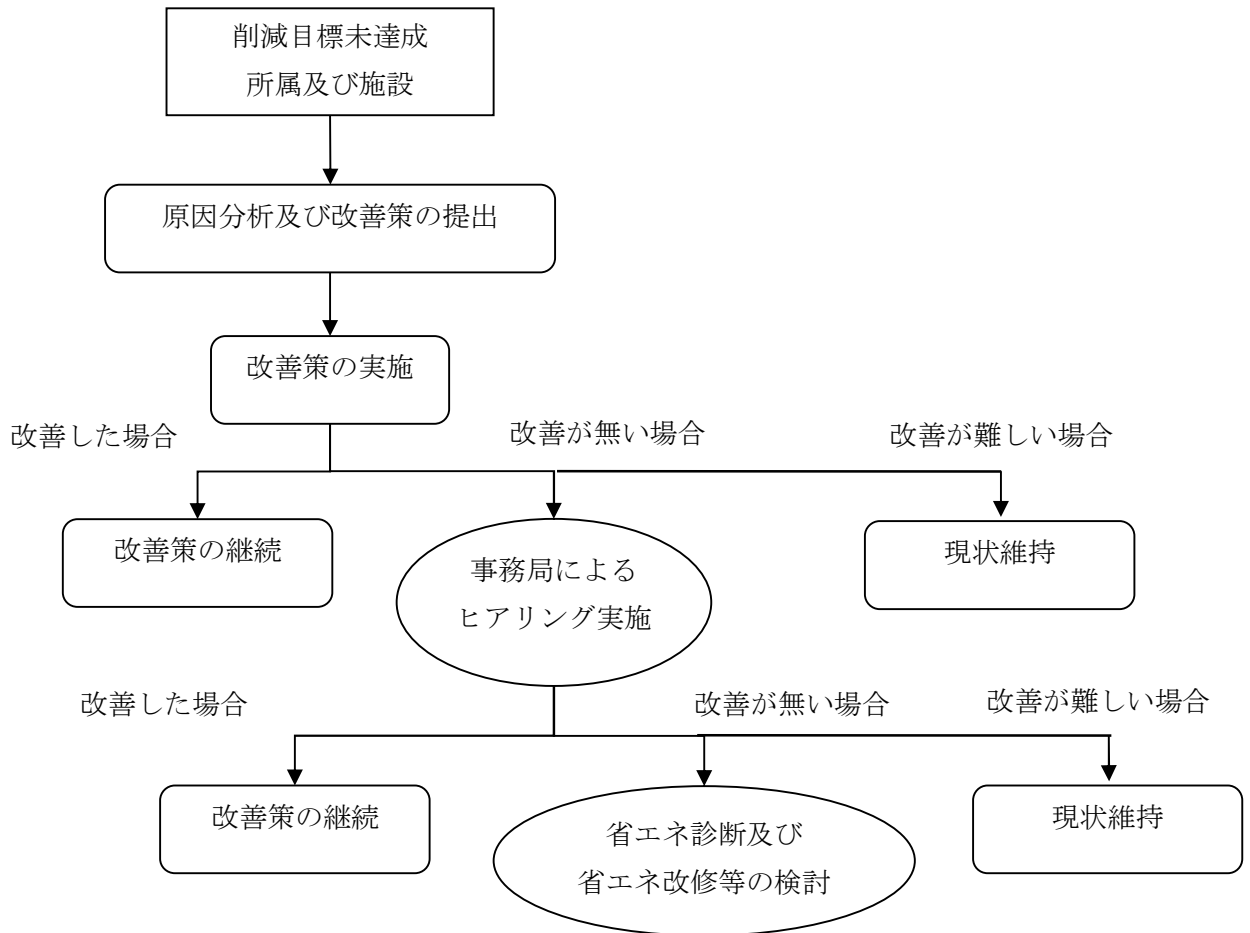
#### 2 省エネ診断、省エネ改修

事務局の改善策でも改善が見られない施設で一定規模以上の施設については、エネルギーの専門家による省エネルギー診断を実施し、運用面や設備の改修による改善提案を受けます。該当所属及び施設は、その診断内容に基づき、運用改善や設備改修を検討し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

#### 3 管理システム (LAPSS) の導入

温室効果ガス総排出量の算定・管理を円滑に推進するため、支援システムである LAPSS の導入を検討します。LAPSS は環境省提供のクラウドシステムのため費用負担無しで利用可能であり、導入することで計画に係る PDCA の効率化を図ることができます。また、関連する法制度の温室効果ガス算出に利用でき、他自治体の取り組み情報を分析することで、計画の高度化を図ることもできます。

## エネルギー使用量改善の取り組み



### EACH 豆知識 原油換算とは

原油換算とは、電気・ガソリン・重油・ガスなど、異なるエネルギーや燃料を共通の単位を用いて合計、比較するために、原油の単位量あたりの発熱量を用いて、原油の量 (kL・L) に換算することを行います。EACH では皆さんに提出していただいたエネルギー使用量を原油換算することによって、使用エネルギーの種類が異なる施設間のエネルギー使用量の比較が可能となっています。

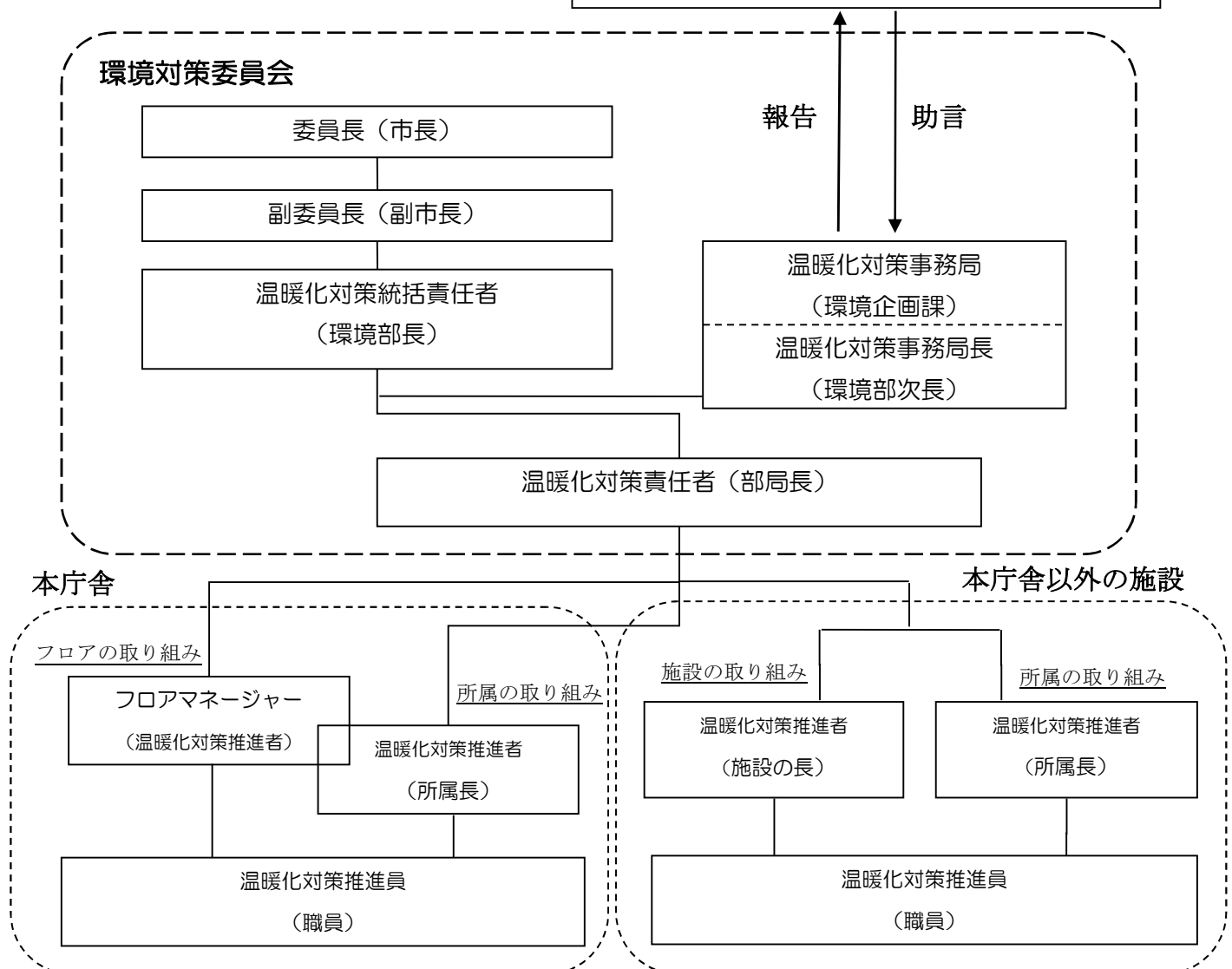
## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制

本計画の取り組みを推進するに当たり、東大阪市環境対策委員会において、温暖化対策に特化した役割を設け、引き続き市長を委員長、副市長を副委員長とし、環境部長を温暖化対策統括責任者（以下「統括責任者」という。）、その他の各部局長を温暖化対策責任者（以下「責任者」という）とします。その下に、それぞれの取り組みの主体である各所属長（課長等）、各施設の長を温暖化対策推進者（以下「推進者」という。）とし、所属する全職員を温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）として、全庁一体となって取り組む体制とします。また、本庁舎においては、各フロアの推進者の中からフロアマネージャーを選任し、フロアの取り組みを進めます。また、外部組織である本市地球温暖化対策実行計画実行協議会に取り組み結果の報告を行います。

推進体制図

本市地球温暖化対策実行計画協議会（外部組織）



#### 環境対策委員会

本市の環境の保全及び創造に関する基本となる事項を協議及び調整するために東大阪市環境対策委員会設置規程により設置された、市長を委員長、副市長を副委員長とする各部局の長等から構成された組織

#### 東大阪市地球温暖化対策実行計画協議会

法第 22 条第 1 項に基づいて設置される本市地球温暖化対策実行計画事務事業編および区域施策編の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うための組織

#### 温暖化対策統括責任者

環境部長で、各温暖化対策責任者を統括するもの

#### 温暖化対策責任者

各部局の長等で、各部局内で実施する取り組みを統括する責任者

#### 温暖化対策事務局

計画の策定、改善及び進行管理に関する全ての事務を所管するもの  
事務局長は環境部次長をもってあてるもの

#### 温暖化対策推進者

各所属、各施設の長で、温室効果ガス削減に向けた取り組みを職員に指示し、推進するもの

#### フロアマネージャー

本庁舎の各フロアに属する温暖化対策推進者の中から選任し、フロアの取り組みを統括するもの

#### 温暖化対策推進員

東大阪市役所で勤務するすべての職員

#### 所属長

各庁舎で勤務する職員の所属の長

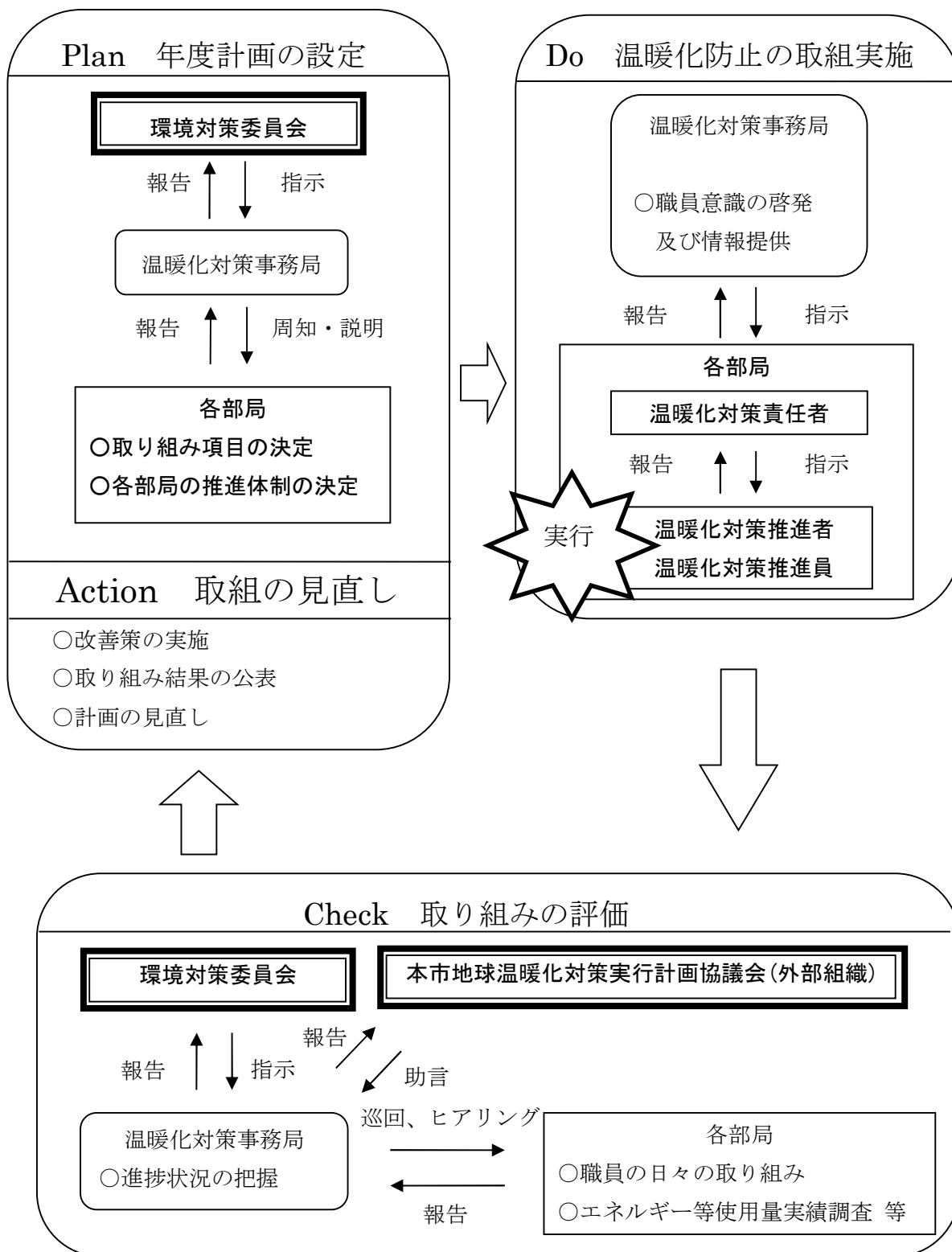
#### 施設の長

施設を所管する課長級の職員

## 2 進行管理

本計画の実効性を高めるために、環境対策委員会、温暖化対策事務局、各部署等の役割を明確にし、全庁的に計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）及び見直し（Action）を行うことで継続的な改善を図ります。

PDCA サイクル図



## **P** Plan 年度計画の設定

---

温暖化対策事務局は、毎年度取り組み計画について責任者に対して、取り組み項目の説明を行い、責任者は、推進者に対して取り組みの指示を行う。  
推進者は、取り組み内容について、所属の推進員に対して周知を行う。

## **D** Do 温暖化防止の取り組み実施

---

### **【全職員・全所属共通の取り組み】**

責任者・推進者・推進員は、本計画に基づく職員の日々の取り組み、EACHプロジェクト、エネルギー等使用量実績調査の取り組み行うとともに、次の取り組みについてはチェックシートを用いて取り組みを実施する。

#### ○フロアの取り組み（本庁舎）

各フロアの推進者は、フロアマネージャーから通知された取り組み内容の実施について、推進員に指示し、推進員は、【フロアチェック取り組み手順】に従い、フロアチェックシートを用いて取り組みを実施する。

#### ○各所属の取り組み（本庁舎・施設）

推進者は、推進員に取り組みを指示し、推進員は、【各所属取り組み手順】に従い所属チェックシートを用いて取り組みを実施する。

施設における推進者は、施設の取り組み項目を決定し所属のチェック項目に追加し、推進員は、【各所属取り組み手順】に従い取り組みを実施する。

## **C** Check 取り組みの評価

---

### **【全職員・全所属共通の取り組み】**

#### ○フロアの取り組み（本庁舎）

事務局は、各フロアの取り組み状況を確認するため、適時フロアの見回りを実施し、適正に取り組まれていない場合は、改善を指示する。

#### ○各所属の取り組み

事務局は、各所属の取り組み状況を確認するため、適時所属の見回りを実施し、適正に取り組まれていない場合は、改善を指示する。



### 【EACH プロジェクト】

事務局は、推進者に EACH プロジェクトの取り組み状況について報告を求め、適正に取り組まれていない場合は、改善を指示する。

### 【エネルギー使用量の分析・改善等】

事務局は、各所属のエネルギー等使用量実績調査の結果を取りまとめ、エネルギー使用量が相当程度増加している施設に対して、原因の分析や改善策の提出を求め、状況に応じヒアリングを実施する。

### 【環境対策委員会及び本市地球温暖化対策実行計画協議会への報告】

事務局は、【全職員・全所属共通の取り組み】、【EACH プロジェクト】及び【エネルギー等使用量実績調査】の結果を取りまとめて環境対策委員会及び本市地球温暖化対策実行計画協議会に報告し、その指示や助言を受け、取り組みの進捗状況について点検・評価を行う。

## A Action 取り組みの見直し

### 【全職員・全所属共通の取り組み、EACH プロジェクトの取り組み】

推進者は、取り組み項目が実施できていない場合は、改善を行い、エネルギー使用量について推進員に周知するとともに事務局からの改善提案を適時実施する。

### 【エネルギー等使用量実績調査に基づく見直し】

事務局は、エネルギー使用量の状況について、各所属に公表する。また、ヒアリングを実施した施設に対して、改善提案を行う。

改善が見られない施設の内、一定規模で改修などによって改善が期待できる施設については、省エネ診断及び省エネ改修を検討する。

